

待ち時間を減らすために「事前準備」にご協力をお願いします

会場での皆さんの待ち時間を減らすため、所得や控除の計算など事前準備をお願いしています。

- 営業所得、農業所得、不動産所得を申告する人は、事前に収支内訳の計算をお願いします。
- 医療費控除を受ける場合は、「医療費控除の明細書」を作成すれば、医療費領収書の添付は不要です。
※領収書は5年間保管が必要です。
- 扶養家族がいる人は、扶養家族のマイナンバーが分かるカード等も持参してください。

- 青色申告の人、山林や不動産、株式の譲渡所得のあった人は松山税務署での申告をお願いします。
- トラブル防止のため、知人の受付を代理で記入するなど、お一人による複数の受付記入はお控えください。

申告相談期間中は、市役所税務課窓口での申告相談は受け付けておりません。

申告に必要なもの

- ① 印鑑
- ② マイナンバー確認書類…通知カード／マイナンバーカード
- ③ 本人確認できる書類…運転免許証など（顔写真付きマイナンバーカードをお持ちの人は省略できます）
- ④ 30年中の収入を確認できる書類…給与や年金の源泉徴収票（原本）／収支内訳書、収入金額と必要経費が分かる帳簿、領収書など（営業・農業や不動産所得がある人）
- ⑤ 所得控除の内容を証明する書類…国民健康保険税・国民年金保険料、社会保険料、生命保険料、損害保険料等の支払いを証明する書類
- ⑥ 医療費控除の明細書…医療費控除を受ける人
- ⑦ 障害者手帳等…障害者控除を受ける人
- ⑧ 還付金の振込口座の分かるもの…本人名義の口座
- ⑨ 税務署からのお知らせはがき…お持ちの人のみ

よくあるお問い合わせ Q&A

- Q 1.** 転居・結婚等により源泉徴収票に記載された住所・氏名が異なる場合は、どのように記載すればいいですか？
- A 1.** 申告時の住所・氏名を記載してください。
- Q 2.** 29年分の確定申告書にマイナンバーを記載しましたが、30年分の申告書にも同様に記載する必要がありますか？
- A 2.** 番号法整備法や税法の政省令の改正により税務署等に提出する申告書にマイナンバー（個人番号）を記載することが義務付けられました。また、なりすましを防止するため、税務署等がマイナンバーの提供を受ける際には、本人確認（番号確認と身元確認）を行うこととされています。よって税務署等に申告書を提出する都度、マイナンバーの記載及び本人確認書類の提示または写しの添付が必要となっています。
- Q 3.** 介護保険で要介護の認定を受けています。控除の対象になりますか？
- A 3.** 65歳以上で、介護保険の要支援または要介護の認定を受けている方は、障害者手帳をお持ちでなくても所得税の確定申告や市県民税の申告の際に「障害者控除」の対象になります。認定書の交付を希望される場合は、長寿介護課へ申請してください。
- ☎ 長寿介護課 高齢福祉係 ☎964-4408

つくろう マイナンバーカード

確定申告に必要なマイナンバー（個人番号）は、通知カードやマイナンバーカードで確認することができます。申告前にマイナンバーカードの作成をお願いします。マイナンバーカードは確定申告以外に身分証明書や住民票等コンビニ交付サービス時に利用できます。

☎ 市民課 市民係 ☎964-4404

申告相談日程

受付時間 7時～15時（相談開始は9時～）

日程	指定地区	申告相談会場
2月	18(月) 則之内乙・丙・井内・吉久	川内支所 会議室 (3階)
	19(火) 北方・松瀬川・河之内・滑川	
	20(水) 南方・吉久・則之内甲	
	21(木) 北方・則之内乙・丙・井内・滑川	
	22(金) 南方・則之内甲・松瀬川・河之内	
	23(土) 申告受付は行っていません	
	24(日) 地区指定なし ※松山税務署休日相談日	
	25(月) 山之内・樋口・横河原	
26(火) 志津川・野田		
27(水) 西岡・下林		
28(木) 見奈良・上林		
3月	1(金) 田窪・上村	
	2(土) 申告受付は行っていません	
	3(日) 地区指定なし ※松山税務署休日相談日	
	4(月) 南野田・北野田	
	5(火) 牛淵・野田	
	6(水) 山之内・横河原・西岡	
	7(木) 志津川・上林	
	8(金) 見奈良・下林	
	9(土) 申告受付は行っていません	
	10(日) 申告受付は行っていません	
	11(月) 田窪・上村	
	12(火) 南野田・北野田	
	13(水) 樋口・牛淵	
	14(木) 地区指定なし（予備日）	
	15(金) 地区指定なし（予備日）	

平成30年分 確定申告 相談窓口を開設します

確定申告の期間中、市役所で申告相談を実施します。期限内に忘れず、正しく申告しましょう。

☎【市県民税】東温市 税務課 ☎964-4403
☎【所得税】松山税務署 ☎089-941-9121

該当する人は申告を

① 給与の年間収入が2千万円を超える、② 給与や退職所得以外の所得の合計が20万円を超える、③ 2か所以上からの給与収入があり、合算して年末調整を受けていない（最も高額な給与以外の給与が20万円を超える）、④ 事業をしている、不動産収入がある、⑤ 山林や不動産、または株式の譲渡所得がある人、⑥ 損失の繰越や繰戻をする人などは申告の必要がありません。所得税の確定申告が不要でも、① 農業、営業、不動産などの収入があった人、② 公的年金等の収入が4百万円以下で、その他の所得がある人は、市県民税の申告が必要な場合があります。

申告しないと？

所得税の申告が必要な場合、期限経過日数に応じて加算金や延滞金が追加されることがあります。国民健康保険税、保育料など公的な料金が適正に設定できないだけでなく、児童手当や奨学金など給付金の申請の際にスムーズな手続きができません。また、所得証明の発行ができないため、金融機関などからの融資を受けることができません。

申告義務がない人でも源泉徴収された所得税が還付される場合があります。年末調整を受けなかった人、医療費控除・寄附金控除を受けることができる人、住宅借入金等特別控除の適用を受ける人などは申告をしてください。

※地区指定日にご都合が悪い場合は、別の相談日をご利用ください。
※駐車場は大変混雑しますので、可能な限り公共交通機関をご利用ください。申告相談会場が市役所の場合は、中央公民館の駐車場が利用できます。ただし3月3日と15日は申告来庁者用の駐車スペースは20台程度しかありません。

松山税務署からのお知らせ ☎ 089-941-9121

確定申告会場を開設します

期間 2月18日(月)～3月15日(金) ※土日を除く

- 2月24日(日)、3月3日(日)は休日相談を行います。2月17日以前は会場を設けた申告相談は行っていません。
- 駐車場が大変混雑します。臨時駐車場は設けていませんので、公共交通機関をご利用ください。

申告書の作成は国税庁ホームページからが便利です

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から、確定申告書が作成できます。作成した申告書は印刷して郵送により提出できるほか、マイナンバーカードとICカードリーダーライターをお持ちの方は[e-Tax]を利用して電子送信も可能です。また、ID・パスワードを利用してパソコン、スマートフォンから電子申告を行うこともできます。ID・パスワードは、税務署での対面による本人確認が必要です。